

補装具製作者各位

補装具巡回相談の適合判定について再度のお願い

平素より、当センターの業務にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、巡回相談を一部変更し実施しておりますが、補装具申請者への補装具費支給に大きな支障を来さないようにするため、適合判定につきましても、引き続き以下のような取り扱いをさせていただきたく存じます。写真判定の際の諸注意を追記しております。参考までに、当センターのホームページに写真判定の事例を載せていますのでよろしくご願いたします。

記

(1) 義肢・装具の場合

必要な書類：①「適合判定依頼書」（*申請者確認欄は、必ずご本人又はご家族や支援者の方の自署が必要）②「義肢・装具そのものと、装着した写真」の前後・左右のもの。①、②を送付頂ければ、適合判定審査結果を市町村に交付させていただきます。*場合によっては、詳細な写真を求める場合があります。（例えば、補高してある場合は、それがわかる写真）

(2) 車椅子或いは電動車椅子（特例以外）の場合

必要な書類：①「適合検査依頼書」（*申請者確認欄の記載は不要）
②「当該車椅子或いは電動車椅子が判定書通りに作製されているかがわかる写真」（判定書に寸法の記載がある場合は、幅・奥行・背もたれ・前座高・後座高などの寸法がメジャーでわかる写真）及び判定書に記載されている付属品すべて確認できる写真及びティルト・リクライニングがわかる写真。①、②を送付頂ければ、適合判定審査結果を市町村に交付させていただきます。*判定書に寸法が記載されていない場合は、寸法だけを記載していただき写真省略でも可能です。

(3) 座位保持装置・特例補装具（肢体）の場合

必要な書類：①「適合判定依頼書」（*申請者確認欄は、必ずご本人又はご家族や支援者の方の自署が必要）
②ご本人が乗車している正面・側面の写真と判定書に記載されている付属品すべて確認出来る写真及びティルト・リクライニングがわかる写真。
①、②を送付頂ければ、適合判定審査結果を市町村に交付させていただきます。

以上

*巡回相談先及び本所での適合判定のご予約の際は、必ず前日の午前中にご願いたします。その際は、ご予約されている方々にも体調等をご確認頂き、ご体調が悪い場合は延期、又は上記の代替手続きをご提案いただくなどご配慮をご願いたします。また会場のご案内は、急な中止や変更もあり得ることをご了承いただきますようお願いいたします。

大阪府障がい者自立相談支援センター

TEL 06-6692-5262 Fax 06-6692-5340

